

2015年01月27日

約款改定のお知らせ

このたび弊社では、地震被災者のための生活再建費用保険(リスタ)および地震被災者のための生活支援費用保険(ミニリスタ)に適用される普通保険約款ならびに特約の改定を行いましたのでお知らせいたします。主な改定内容は以下のとおりです。

改定後の普通保険約款および特約は、補償の開始日(満期後に引き続きご継続いただく場合は、継続後のご契約の補償の開始日)が平成27年4月1日以降のご契約に適用されます。

なお、今回の改定は補償内容を変更したり、お客様のご契約の取り扱いに不利益をあたえたりするものではありません。

■主な改定内容について

従前の約款・各種の特約においては、保険契約を締結または継続する場合、保険料が弊社の定める日までに払い込まれないときは、弊社が「保険契約を解除することができる」規定となっておりますが、弊社が「保険契約または継続契約を引き受けなかったものとして取り扱う」ものと変更いたします。

この変更によって、お客様側でのお手続き等が変更となることはございません。

<例:口座振替年払い特約 新旧対比表>

新	旧	備考
第4条(保険料不払いの場合の取扱い) 弊社は、払込期日の属する月の翌々月の末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約または継続契約を引き受けなかったものとして取り扱うことができます。	第4条(保険料不払いの場合の解除) 弊社は、払込期日の属する月の翌々月の末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。 <u>2. 前項の規定による解除は、普通保険約款の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。</u>	・条文見出しの変更 ・旧の第2項は削除

改定後のリスタの普通保険約款および各特約については、こちらよりご確認ください。

⇒[普通保険約款\(PDF ファイル\)](#)

また、ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 SBI 少額短期保険株式会社

お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-431-909

(受付時間 9時～18時 土・日・祝日は資料請求受付専用)